

奨学金返還支援事業に係る諸手続きの流れ

山形市

No.	手続き	提出書類等	提出先
1	応募手続き 平成 31 年 1 月 10 日～2 月 20 日	◇在学採用予定者 ・助成候補者認定申請書（様式 1） ・成績証明書（取得可能な直近のもの） ・家計支持者全員の所得に関するそれぞれの証明書の写し等 ◇予約採用者 ・助成候補者認定申請書（様式 1） ・予約採用決定通知書の写し ◇貸与中の者 ・助成候補者認定申請書（様式 1） ・奨学生証又は奨学金貸与証明書の写し	学校教育課 （市役所 8 F）
2	貸与手続き 平成 31 年 4 月～6 月頃	新たに奨学金の貸与を受ける場合、各大学等のスケジュールに沿って必ず貸与手続きを行ってください。この手続きを行わないと奨学金貸与を受けることができなくなります。 既に奨学金の貸与を受けている場合は、大学等における手続きは不要です。	日本学生支援機構（大学等の担当窓口の指示による）
3	進学先、住所等の報告 平成 31 年 7 月末まで	◇新たに奨学金の貸与を受けた場合 ◇申請内容（住所等）に変更があった場合 ア 状況報告書（様式 2） イ 在学証明書 ウ 奨学生証の写し	学校教育課 （市役所 8 F）
4	大学等を卒業後、更に進学した場合の手続き 進学した日から 3 か月以内	以下の書類を提出 ア 在学期間延長承認申請書（様式 3） イ 大学等の卒業証明書 ウ 進学先の在学証明書	学校教育課 （市役所 8 F）
5	就業開始年度 就業後 3 か月以内に提出	ア 就業状況等報告書（様式 4） イ 在職証明書（就業地等明示） ウ 住民票の写し エ 貸与奨学金返還確認票の写し	学校教育課 （市役所 8 F）
6	就業 2 年目及び 3 年目 毎年 9 月 30 日までに提出	ア 就業状況等報告書（様式 4） イ 奨学金返還証明書 ウ 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合のみ）	雇用創出課 （市役所 6 F）
7	就業期間が通算して 3 年を経過した時点 3 年経過後 3 か月以内に提出	ア 助成対象者認定申請書 イ 在職証明書（3 年間の就業期間及び就業地が確認できるもの） ウ 住民票の写し エ 奨学金返還証明書	雇用創出課 （市役所 6 F）

※ 離職後、再び就業した場合の手続きについては、山形県のホームページで確認してください。
 なお、やむをえない事情により手続きができない場合や提出不可能な書類がある場合は、山形市又は山形県の担当窓口にご相談してください。